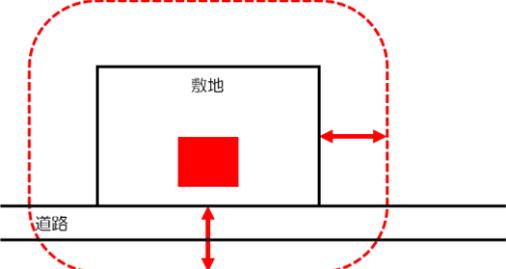
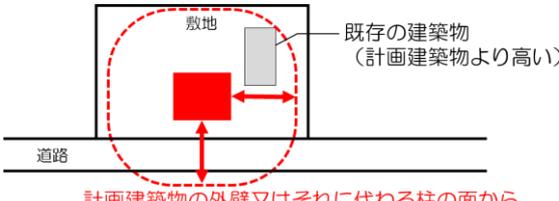


新潟市中高層建築物の建築に関する指導要綱が改正されました。

【主な改正内容】

敷地内に、計画建築物よりも高い既存の建築物がある場合は、標識の設置後に行う説明会等を行う範囲を下記のとおりとします。

【説明会等を行う範囲】

通常の場合	敷地内に計画建築物よりも高い建築物が存在する場合
<ul style="list-style-type: none"> 敷地境界線から、計画建築物の高さの2倍または1.5倍の範囲に所在する土地、建築物の所有者、占有者  <p>敷地境界線から 計画建築物の高さの2倍又は1.5倍</p> <p>■ : 計画建築物</p> <ul style="list-style-type: none"> 敷地境界線から、計画建築物の高さの2倍または1.5倍の範囲に居住する者が所属する自治会又は町内会の代表者 中高層建築物の建築工事に伴う騒音、振動等により著しく影響を受けると予測される者 中高層建築物によるテレビジョン放送の電波受信障害を受けると予測される者 	<ul style="list-style-type: none"> <u>計画建築物の外壁又はこれに代わる柱の面</u>から、計画建築物の高さの2倍または1.5倍の範囲に所在する土地、建築物の所有者、占有者  <p>敷地</p> <p>既存の建築物 (計画建築物より高い)</p> <p>道路</p> <p>計画建築物の外壁又はそれに代わる柱の面から 計画建築物の高さの2倍又は1.5倍</p> <p>■ : 計画建築物 ■ : 既存の建築物 (計画建築物より高い)</p> <ul style="list-style-type: none"> 敷地境界線から、計画建築物の高さの2倍または1.5倍の範囲に居住する者が所属する自治会又は町内会の代表者 中高層建築物の建築工事に伴う騒音、振動等により著しく影響を受けると予測される者 中高層建築物によるテレビジョン放送の電波受信障害を受けると予測される者